

令和5年12月20日

豊都計審諮問第128号 資料第1号

# 都市計画変更素案について

東京都市計画道路幹線街路環状第6号線

令和5年8月



# 都市計画変更素案のあらまし

東京都市計画道路幹線街路環状第6号線(海岸通り及び山手通り。以下、環状第6号線という。)は、品川区東品川二丁目から目黒区中目黒四丁目、中野区本町二丁目、新宿区中落合三丁目を経由して、板橋区氷川町に至る延長約19,990mの道路です。

これまで東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」(平成28(2016)年3月)を策定し、事業の推進に努めてきました。

一方、都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しており、鋭意その整備に取り組んでいるものの、その事業量は多く、整備に時間を要します。このため、都はこれまでも、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜、計画の見直しを行ってきました。

令和元年11月に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」では、第四次事業化計画の将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認された路線のうち、優先整備路線等として選定しなかった未着手の都市計画道路を対象とし、検証を行いました。

都市計画道路(事業中または優先整備路線等を除く。)のうち、事業実施済区間\*を対象とし、道路構造条例等を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、評価を行いました。

環状第6号線の品川区大崎一丁目から大崎五丁目の区間については、道路構造条例等を満たしており、安全かつ円滑な交通が確保されていること等から「計画の変更(現道合わせ)」を行うこととし、この度、都市計画変更素案をとりまとめました。

※「東京における都市計画道路に在り方に関する基本方針」において、「事業実施済区間」を以下のとおり定義します。

事業実施済区間…都市計画事業以外の手法により、既に事業が実施された区間について、交差する都市計画道路との交差点間において現道の道路幅員が都市計画道路幅員とほぼ同じであるものの、現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間。

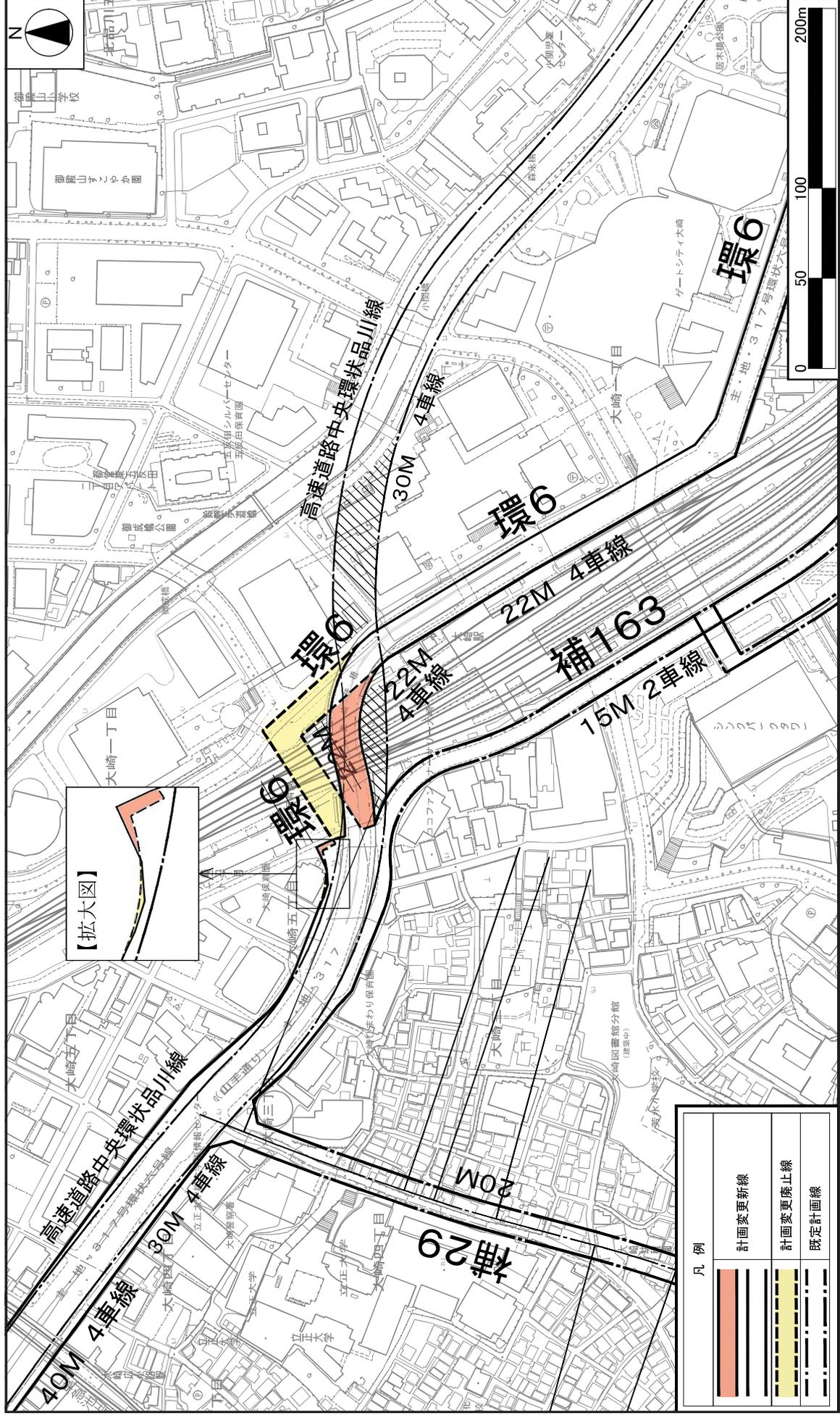
## 都市計画変更の概要

○東京都市計画道路幹線街路環状第6号線については、一部区間の線形変更を行います。  
また、全線にわたり車線数を4車線及び6車線に定めます。

都市計画道路名	東京都市計画道路幹線街路環状第6号線	
線形変更区間	起点	品川区大崎一丁目
	終点	品川区大崎五丁目
	延長	約190m
都市計画道路の延長	約19,990m	
車線数の決定	4車線及び6車線	



計画概要図



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第330号)して作成したものです。無断複製を禁じます。  
 (承認番号) 5 都市基街都第27号、令和5年4月25日  
 この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。

# 都市計画変更の手続の流れ

令和5年8月

都市計画変更素案の説明

都市計画変更案の作成

都市計画変更案の公告・縦覧

関係区市町村の住民  
及び利害関係人の意見書

関係区市町村の意見

(都)都市計画審議会

都市計画決定・告示

## ■お問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 街路計画調整担当

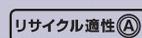
電話：03-5388-3379

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第二本庁舎 11階南側



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

登録番号(5)22  
令和5年8月発行